高知県畜産環境対策推進事業費補助金交付要綱　新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 改　　正　　案 | 現　　　　　行 |
| （略）  附則  １　この要綱は、平成31年４月１日から施行する。  ２ この要綱は、令和３年５月31日限り、その効力を失う。ただし、第６条第２項第３号から第５号まで、第８条、第９条第３項、第11条および第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。  附則  　この要綱は、令和２年４月１日から施行する。 | （略）  附則  １　この要綱は、平成31年４月１日から施行する。  ２ この要綱は、平成32年５月31日限り、その効力を失う。ただし、第６条第２項第３号から第５号まで、第８条、第９条第３項、第11条および第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。  [新設] |